

令和7年度 新型コロナワクチン・インフルエンザ予防接種助成が始まります

今年度も10月から高齢者インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種が始まります。対象の方には9月下旬から順次、予診票を送付いたします。

予防接種は効果があらわれるまでに2～3週間ほどかかるといわれています。11月～12月上旬頃までに接種することをお勧めします。

【実施期間】令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)

新型コロナウイルスワクチン予防接種・季節性インフルエンザ予防接種(定期予防接種)

項目	新型コロナウイルスワクチン接種	季節性インフルエンザ予防接種
対象	(1)接種日現在で満65歳以上の方 (2)接種日現在で60歳から65歳未満で次のいずれかに該当する方 ①慢性高度心肺・腎機能等不全の方 ②ヒト免疫不全ウイルスによる重い障害による身体障害者手帳1級に相当する方 ※(1)(2)ともに接種を希望する意思表示ができる方	新型コロナウイルスワクチン接種と同じ
自己負担額	4,600 円 ※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方(世帯全員が非課税)は無料	1,000 円 ※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方(世帯全員が非課税)は無料
助成回数	1 回	1 回
申込方法	委託医療機関へ直接申し込み (医療機関によって開始時期が異なる場合があります)	委託医療機関へ直接申し込み (医療機関によって開始時期が異なる場合があります)
予診票	該当者へ個別に郵送	該当者へ個別に郵送
持参するもの	①新型コロナウイルスワクチン予診票 ②健康保険証 ③身体障害者手帳(該当者のみ) ④新型コロナウイルスワクチン接種済証	①高齢者インフルエンザ予防接種予診票 ②健康保険証 ③身体障害者手帳(該当者のみ) ④高齢者インフルエンザ予防接種済証
実施医療機関	両沼郡・会津若松・喜多方医師会に所属する協力医療機関	
その他	①新型コロナウイルス予防接種とインフルエンザ予防接種の接種間隔の規定はなく、医師の判断により同時接種も可能です。 ②介護老人保健施設等に入所されている方は、予診票を施設へ送付します。(接種希望の方は、施設の方にお申出ください。)	

インフルエンザ任意予防接種(任意予防接種)

	接種対象者(接種日現在)	助成回数
①	生後6ヵ月～13歳未満の方	2回を限度 ※原則同一医療機関で2回受けること
②	13歳～18歳	1回を限度
③	妊婦の方	1回を限度

▶自己負担額:1,000 円(予診票に記載されています)

▶持参するもの:①湯川村任意インフルエンザ予防接種予診票

②健康保険証

③母子健康手帳

▶実施医療機関:両沼郡・会津若松・喜多方医師会に所属する協力医療機関

※任意予防接種は医療機関が限られるため、予約の際に確認してください。

▶その他:実施医療機関以外で接種された場合は、保健センターへご連絡ください。

問合せ先:住民課保健センター 電話 0241-27-3110

